	メンテナンス作業（免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査） 臓器の切り出し及び写真撮影 標本作成及びその報告
その他の実習	検査前の患者への説明（検査手順を含む。） チーム医療（栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導） 検体採取

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の指定を受けている学校又は臨床検査技師養成所において臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則（以下「新規則」という。）第二条第三号及び第四号並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　新規則別表第一及び別表第二に定める教育の内容について、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号。以下「令」という。）第十条第一項の指定又は令第十二条第一項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の変更の承認を受けようとするものは、この省令の施行の日前においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2　文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があった場合には、この省令の施行の日前においても、令第十条第一項又は第十二条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日にその効力を生ずる。

○文部科学省・厚生労働省令第三号

歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第九条第一項の規定に基づき、歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定基準） **第二条**　（略） 一～四　（略） 五　学生又は生徒の定員は、一学級三十人以内であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。 六～九　（略）	（指定基準） **第二条**　（略） 一～四　（略） 五　学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。 六～九　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。